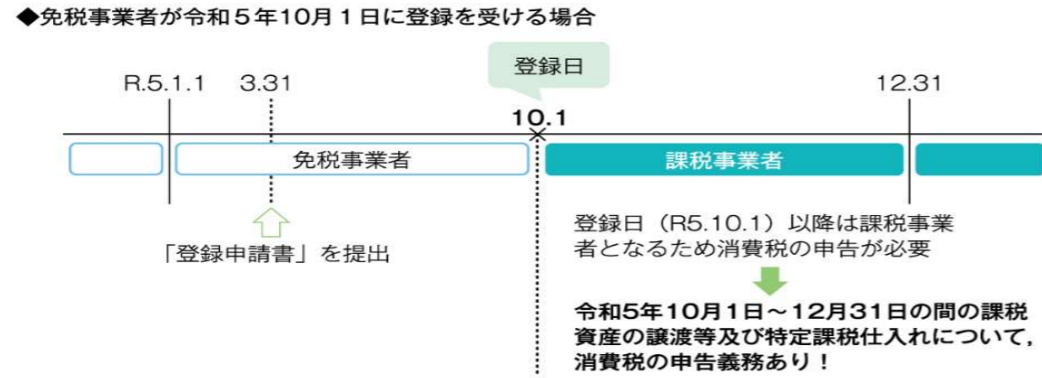


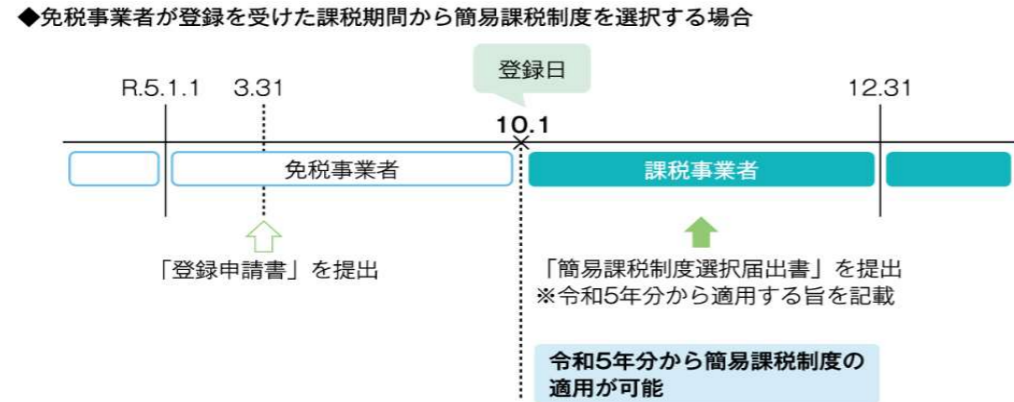
免税事業者の登録上の留意点 ①消費税の申告義務

令和5年分について免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合、登録日である令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。



免税事業者の登録上の留意点 ②免税事業者の簡易課税の選択

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した、「簡易課税制度選択届出書」をその課税期間中に提出すれば、期限内（その課税期間の初日の前日）に同届出書を提出したものとみなされます。



KAWANO PRESS

令和4年
5月10日発行

No. 87

発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com

令和4年税制改正

所得拡大促進税制・賃上げ促進税制の概要 ～中小企業向け～

【適用期間】
中小企業向け所得拡大促進税制の適用期間が「R3.4.1～R5.3.31までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については令和4年から令和5年までの各年）」、賃上げ促進税制の適用期間が「R4.4.1～R6.3.31までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、令和5年から令和6年までの各年）」となります。

所得拡大促進税制	適用要件	税額控除
《通常の場合》	雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額又は所得税額から控除
《上乗せの場合》	雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ①教育訓練費が前年度と比べて10%以上増加していること ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること	控除対象雇用者給与等支給増加額の25%を法人税額又は所得税額から控除 R3.4.1～開始する事業年度から「継続雇用者要件」が撤廃されました。 《税額控除額の上限》 法人税額又は所得税額の20%（通

賃上げ促進税制	
《中小企業》雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大40%を税額控除	
必須要件 雇用者全体の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加 ⇒ 30%税額控除 雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加 ⇒ 15%税額控除	追加要件 教育訓練費が前年度比で10%以上増加 ⇒ +10%税額控除

新入職員紹介

4月から新しい仲間が2人増えました！！



のざき ゆうき
名前 野崎 悠希
好きな小説 三浦しをん
「風が強く吹いている」
趣味 音楽鑑賞、歌う事
抱負 1日でも早く皆さんのお役に立てるよう尽力致します。どうぞよろしくお願い致します。

はりもと りのあ
名前 播元 梨乃杏
好きな飲み物 ミルクティー
趣味 ショッピング
プロジェクターでアニメ鑑賞
抱負 私は新卒で入社したので、何もかもが初めてのことだらけで分からないことは沢山ありますが、事務所の一員として責任感を持ち、一つ一つの仕事に全力で取り組んでいきたいと思っています。これからよろしくお願ひ致します。

令和4年度税制改正のポイント ～個人所得課税～

令和4年度の個人所得課税における税制改正では、住宅ローン控除の見直しと延長・上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し・財産債務調書の提出義務者の見直しなどがありました。ここでは住宅ローン控除の見直しと延長についてご紹介します。

住宅ローン控除の見直しと延長

昨年までは自宅を購入するため住宅ローンを組んだ場合は住宅借入金の年末残高に対して1%の税額控除を10年間適用（2019年10月からの消費税引き上げやコロナ特例により、令和3年末までに消費税10%で購入した場合は控除期間は13年間）できるものでした。

令和4年以降に自宅を購入するため住宅ローンを組む場合は住宅ローン控除は適用できますが、控除率が0.3%引き下げられ、借入限度額についても段階的に縮小されるなど、税負担が増えます。詳細は以下の通りです。

●改正点●

<控除率> 1.0%→0.7%に引き下げ

<借入限度額> 段階的に縮小（下図参照）

<控除期間> 新築等については13年に延長（優良住宅等でなければ2024年以降入居は10年）

<控除限度額が大きい認定住宅等の範囲> ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅を追加

<適用対象者の所得要件> 3,000万円以下→2,000万円以下に引き下げ（2022年以降居住から適用）

<中古住宅> 築年数要件が廃止され、新耐震基準に適合している家屋が適用対象、なお昭和57年以降の家屋については新耐震基準に適合しているとみなす（2022年居住から適用）

■控除率及び対象建物別の借入限度額、控除期間等

控除率		一律0.7% <入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅		5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅		4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅		3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
借入限度額	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円			
		その他の住宅		2,000万円			
控除期間		新築住宅・買取再販	13年（「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年）				
控除期間		既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円（令和4年以降居住から適用）					
床面積要件		50㎡（新築の場合、2023年までに建築確認：40㎡（所得要件：1,000万円））					

※既存住宅の築年数要件（耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内）については、「昭和57年以降に建築された住宅」（新耐震基準適合住宅）に緩和。

●継続●

<床面積が40㎡以上50㎡未満である場合の住宅ローン控除の取り扱い>

2023年末以前に建築確認を受けたものの新築の取得等については適用可（その者の控除期間のうち、各年分の合計所得金額1,000万円以下の年のみ）

<住宅ローン控除で控除額を引ききれない残額>

その年分の所得税の課税総所得金額等の5%（9.75万円が上限）の範囲内で住民税から減額

その他

<住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置>

一定の要件を満たせば、贈与税が非課税になる住宅資金贈与の非課税措置です。

非課税限度額を省エネ住宅等（耐震・省エネなど一定基準を満たす住宅）について1,000万円としたうえで、2年間延長されました。

消費税率	住宅の種類	【改正前】	【改正後】
		2020年4月1日～2021年12月31日まで	2023年12月31日まで
住宅取得時の消費税率が10%の場合※	耐震・省エネなど一定基準を満たす住宅	1500万円	1000万円
	上記以外の一般住宅	1000万円	500万円

※なお消費税率8%で取得もしくは個人間売買の中古住宅購入者は改正後も変わらず、省エネ等住宅は1,000万円・一般住宅は500万円の非課税枠となります。
（参考：国土交通省）

<認定住宅に係る投資型減税>

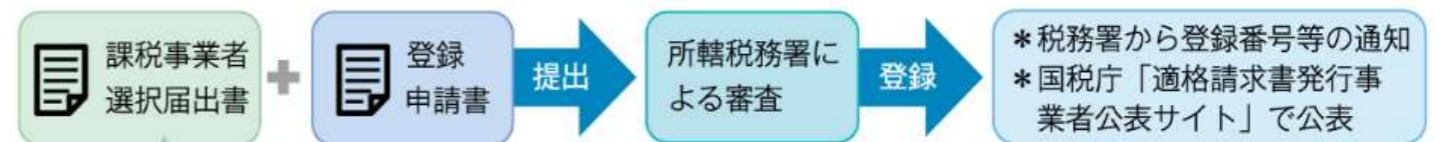
投資型減税は一定レベル以上の省エネ住宅を住宅ローンに頼らず購入する人たちへの減税です。今回対象にZEH水準省エネ住宅を追加した上で、2年間延長されました。（参考：国土交通省）

	【改正前】	【改正後】
	2014年4月～2021年12月	2014年4月～2023年12月
対象住宅	・長期優良住宅 ・低炭素住宅	・長期優良住宅 ・低炭素住宅 ・ZEH水準省エネ住宅
控除対象限度額	650万円	
控除率、控除期間	10%、1年間	
最大控除額	65万円	



インボイス ～免税事業者の登録手続き、経過措置等～

令和3年10月1日からインボイスの登録が受付開始されています。令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書を行うだけでなく「課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。ただし、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（以下「登録日」）から課税事業者となる経過措置が設けられているため、「課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。



免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には「課税事業者選択届出書」の提出は不要！

令和4年改正
令和5年10月1日の属する課税期間後においても、免税事業者が課税期間の途中において課税事業者を選択し、その登録日から適格請求書発行事業者となることが可能となりました。（令和11年9月30日まで）

★留意点 ●適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となりません。●登録を受けるかどうかは事業者の任意です。